

今後の農地・農村部会の進め方について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（平成25年12月20日閣議決定）を受け、平成26年は、農地転用事務の実施主体の在り方等に関する議論が本格化することから、部会の体制を強化しつつ、議論を再開することとする。（平成26年4月2日地方分権改革有識者会議において、その旨了承）

○主な検討項目（案）

- ・ 農地転用等に係る事務・権限の移譲関係
- ・ 農地の確保のための施策の在り方関係

〔参考〕事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）（抄）

農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（平21法57）附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

今後のスケジュールについて（案）

	地方分権改革有識者会議 農地・農村部会	地方六団体 (農地制度のあり方PT※)	農林水産省 (食料・農業・農村政策審議会)
3月まで		PTの立ち上げ(2/13) WGの開催	食料・農業・農村基本計画 の変更について諮問(1/28)
4月	第4回部会(5月2日)	↑ PTの開催 ↓	↑ ↓ 現行計画の検証
5月	第5回部会(5月20日15:00~17:00を予定) ・農林水産省ヒアリング		
6月	第6回部会 ・現地視察		
7月	第7回部会(P) ・有識者ヒアリング 第8回部会(P) ・地方六団体からヒアリング	報告書とりまとめ	
8月以降	本格的に議論		

提案要請

提 案